

# 高齢者虐待と相談窓口について

社会医療法人全仁会 倉敷在宅総合ケアセンター 居宅介護支援事業所  
課長 岩佐 暁子

児童虐待の痛ましいニュースが最近続いています。大切な命が守られなかつた話には本心が痛みますね。実は現代社会において、虐待は高齢者でも大きな問題になっています。厚生労働省のデータによると、在宅では年間1万6千件以上の高齢者虐待事例が報告されていますし、介護施設や居宅サービスの従事者による虐待は年間約500件にもなります。

今回は、この高齢者虐待と、虐待などを含めて地域の相談窓口である地域包括支援センターについて説明したいと思います。

## 1. 虐待の区分とその例

厚労省では高齢者虐待を「身体的虐待」「介護・世話の放棄、放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つに区分しています。

### ○身体的虐待

暴力行為や外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。殴る、蹴る、火傷をさせる、ベッドに縛り付けるなど。

### ○介護・世話の放棄、放任

意図的であるか結果的であるかを問

わず、介護や生活の世話を行っている者がそれを放棄、放任して生活環境や身体、精神的状態を悪化させていること。水分や食事を十分に与えない、劣悪な環境の中で生活させるなど。

### ○心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること。他人の前で本人の悪口を聞こえるように言う、おしめを変えながら「汚い体」など本人が傷つくことを言うなど。

### ○性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。キス、性交渉の強要など。

### ○経済的虐待

本人の同意無しに財産や金銭を利用して本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。  
本人の年金を即日引き出して本人の意思に反して勝手に使うなど。

そして、最近、もう一つの虐待として注目されているのが、「セルフネグレクト」と言われるものです。これは、本人が、支援が必要な状態であるにも

関わらず、自分の身体の健康維持を放棄し、不健康なままになっている状態のことです。住まいが劣悪な環境にあつてもその改善を自らが拒んだり、健康を害して病院にかかる必要があつても理由なくそれを拒んだりするケースが増えています。こういったケースでは、本人が認知症を発症していたり、精神的な疾患を発症していることもあり、専門職や行政の介入が必要とされています。

このように、身体的なものだけでなく、高齢者の人としての尊厳を傷つける行為はすべて虐待と言えるのです。

## 2. 地域包括支援センター

現在、各地域に『地域包括支援センター』という相談窓口機関があります。これは市町村を設置責任主体として、概ね中学校区に1か所を基準に設置されています。ここでは、高齢者の総合相談窓口として、介護予防や介護に関すること、権利擁護に関すること、包括的・継続的な地域マネジメント等を行つています。それぞれの地域が、高齢者も含めて住みやすくなるように、例えば介護予防の教室を開催したり、

地域住民とともに「小地域ケア会議」というものを開催したり、住民と一緒にする活動も多くあります。また、業務の一つに権利擁護があり、地域の高齢者の虐待に関する相談窓口としても機能しています。

「近所の一人暮らしのおばあちゃん心配！」「近所に虐待にあつているような人がいるのだけど…」「家族の介護のことを相談したい」などなど、様々な相談が可能です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職が配置されており、電話での相談だけでなく、自宅へ訪問しての対応もしてくれます。

皆さんがお住まいの地域にも必ずあります。高齢者に関することの相談窓口として、ぜひ活用してみたいかがでしょうか。

